

事 務 連 絡
平成 2 3 年 3 月 1 0 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

ドイツ産鶏卵、鶏肉及び豚肉等の取扱いについて

標記については、平成 2 3 年 1 月 1 8 日付け事務連絡にて連絡しているところですが、今般、ポーランド政府より、ドイツから輸入された豚肉について、ダイオキシンに関する問題は認められない旨報告がされたことから、上記事務連絡を廃止します。